

徳島県安定雇用促進支援助成金支給要綱

(目的)

第1条 不安定な就労状態にある就職氷河期世代の正規雇用を促進するため、非正規雇用労働者と失業状態の者を正規雇用し、定着を図る事業主に対し、この要綱の定めるところにより、徳島県安定雇用促進支援助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で支給する。

(定義)

第2条 この要綱における定義は、次の（1）から（4）までに定めるものとする。

（1）「正規雇用労働者」とは、次のアからオまでのいずれにも該当する労働者とする。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

（2）「中小企業事業主」とは、資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）以下の事業主並びに常時使用する社員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）以下の事業主を指す。

（3）「安定所等」とは、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等をいう。

（4）「就職氷河期世代」とは、1968（昭和43）年4月2日から1988（昭和63）年4月1日までの間に生まれた者をいう。

(支給対象事業主)

第3条 助成金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の（1）から（4）までの全てに該当する事業主とする。

（1）徳島労働局管内に雇用保険適用事業所があること。

（2）安定所等の紹介により就職氷河期世代の労働者を正規雇用労働者として雇い入れたこと。

（3）正規雇用労働者の雇入れ日（以下「雇入れ日」という。）の前後6か月間に、雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）等、事業主の都合により離職させていないこと。

- (4) 雇入れ日の前後 6 か月間に、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者（雇保法第 23 条第 1 項に規定する特定受給資格者をいう。以下同じ。）となる離職理由のうち離職区分 1 A 又は 3 A とされる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が 6 % を超えていないこと（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が 3 人以下である場合を除く。）。

(不支給要件)

第 4 条 次の (1) から (18) までのいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しない。

- (1) 偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治 40 年法律第 45 号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、厚生労働省が実施している雇用関係助成金の不支給措置がとられている事業主
- (2) 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主
- (3) 支給申請日の前日から過去 1 年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項及び第 5 項の規定に該当する営業を行う又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）である事業主及び法人においては役員が、同条第 2 号に規定する暴力団員である事業主
- (6) 暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業主
- (7) 支給申請日、又は支給決定日の時点で倒産（雇保則第 35 条第 1 項第 1 号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 号に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）
- (8) 支給決定時に、雇用保険適用事業所の事業主でない事業主
- (9) 安定所等の紹介日前に雇用の内定があった労働者を雇入れる事業主
- (10) 雇入れ日の前日から起算して過去 3 年間に、事業主と雇用、請負、委任の関係にあった者、又は出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇入れをする事業所で就労したことのある者を雇入れる事業主
- (11) 雇入れ日の前日から起算して過去 3 年間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して 3 か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援

学校が教育課程の一環として実施するものを除く。)を受講等したことがある者を雇入れる事業主

- (12) 雇入れ日の前日から起算して過去1年間に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主と、資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係にある事業主
- (13) 支給対象事業主又は取締役の3親等以内の親族である者を雇入れる事業主
- (14) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練であって、短期のものを除く。）を受け又は受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主
- (15) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない事業主
- (16) 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった事業主
- (17) 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条第2号に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた事業主
- (18) 支給申請日、又は支給決定日の時点で徳島県税に滞納がある事業主

（支給対象労働者）

第5条 助成金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、次の（1）から（7）までの全てに該当する者とする。

- (1) 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者。ただし、妊娠、出産又は育児を理由として正規雇用の職を離職した者でないこと。
- (2) 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者。
- (3) 安定所等の紹介の日において安定した職業（期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるものをいう。）に就いていない者であって、安定所等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者。
- (4) 新規学卒者（卒業年の6月末日までの間に安定所等及び学校で職業紹介を受けた者をいう。）でないこと。
- (5) 雇入れ日から6か月以内に定年に達する者でないこと。
- (6) 雇入れ日において、徳島県内の事業所に勤務する又は徳島県内に居住している者であること。
- (7) 就職氷河期世代であること。

(助成金の支給の対象となる経費及び支給額)

第6条 助成金の支給の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成限度額、助成期間は、下表のとおりとする。

助成対象経費	対象労働者が行った労働に対する賃金（臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の一部に相当する額。
助成限度額	中小企業事業主の場合は1人につき300,000円（中小企業事業主以外は250,000円）まで
助成期間	雇入れ日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日。）から起算した最初の6か月を助成期間とする。

(雇入れ実施報告)

第7条 助成金の支給を受けようとする支給対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、支給対象労働者の助成期間内に雇入れ実施報告書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(支給の申請)

第8条 申請事業主は、助成期間の末日の翌日から起算して60日以内に、助成金支給申請書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(支給の決定等)

第9条 知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合には、内容を審査のうえ、支給（様式第3号）又は不支給（様式第4号）の決定を行い申請事業主に通知するものとする。

2 知事は、助成金の支給を決定した日から30日以内に、助成金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、助成金の支給を受けた申請事業主（以下「支給決定事業主」）が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、助成金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給決定事業主が、この要綱の規定又は支給決定内容に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により助成金の支給を受けたとき
- (3) 第3条から第5条までの要件を満たさないことが判明したとき

(助成金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に

支給決定事業主に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(不正受給した場合の措置)

第 12 条 事業主が不正受給を行った場合は、以下の取扱いとする。

- (1) 不正受給が判明した日以降、この要綱に定める助成金は支給しない。
- (2) 当該不正受給を行った事業主の名称、所在地、不正の内容を徳島労働局等関係機関に情報提供するものとする。

(助成金の経理等)

第 13 条 支給決定事業主は、助成金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を助成金の支給を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(調査)

第 14 条 知事は、支給決定事業主に対して、支給対象労働者の雇用状況等の内容を確認するために、調査を実施することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 5 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。